

**(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会  
最終報告書**

**(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会**

平成24年（2012年）2月



## 最終報告に当たって

平成 12 年の地方分権一括法の施行以来、これまで国に集中していた権限や財源を市町村という基礎自治体に移し、地域のことは地域で決める地方分権の取組みが進められています。しかし、市町村に権限や財源が移譲されたとしても、市町村が市民の意思を反映した自治体運営を行わなければ絵に描いた餅になりかねません。

横須賀市では、より市民の意思を反映した市政運営を行うため、住民自治をさらに推進するための基本的なルールづくりとして自治基本条例制定に取り組んでいます。

一方横須賀市には、市街化の程度や歴史的な成り立ち等から、地域ごとに異なる個性が存在しています。そこに住む人々の思いはさまざまですが、同じ地域に住むことで生まれる共通の思いや固有の価値観、あるいは共通の課題認識があると考えられます。

したがって、住民自治を進めるには、市よりも小さい単位での地域自治組織を構築し、地域のことは地域で決めるというシステムをつくる必要があります。

横須賀市では、このような新しい地域自治組織として「(仮称) 地域運営協議会」の設置について検討することとなりました。

「(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会」(以下「委員会」) は、平成 22 年 9 月 13 日の第 1 回委員会以来、平成 24 年 1 月 27 日の第 13 回委員会まで、この新しい地域自治組織のあり方について検討して参りました。もちろん、現在でも地域には町内会・自治会などさまざまな組織が活動を行っています。また市内の各行政センター管内では、こうした地域組織の連携や活動を支援するような試みがあります。委員会ではこうした市内の動きを踏まえ、先進地域の事例を参照しながら、より実効性のあるシステムとなるよう論議を進めてきました。

平成 23 年 5 月には市長に中間報告を提出するとともに、この中間報告にもとづいてモデル地区を設定しました(追浜、浦賀の 2 地区)。平成 23 年度はこうしたモデル地区での取組みや、「市長と話す車座会議」での市民のみなさまのご意見を参照しつつ、中間報告での検討をさらに掘り下げ最終報告書を取りまとめるに至りました。

各委員の真摯な討論をもとに提案する「(仮称) 地域運営協議会」が、横須賀市における身近な住民自治を進める新しいシステムとして機能し、地域まちづくりで成果をあげることを切望します。

平成 24 年 2 月

(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会  
委員長 昌子住江

## ▼ 目 次 ▼

<b>1 検討経緯</b> .....	<b>1</b>
<b>2 背景</b> .....	<b>1</b>
<b>3 地域コミュニティの現状</b> .....	<b>2</b>
<b>4 新しい地域コミュニティの必要性</b> .....	<b>4</b>
<b>5 新しい地域自治組織を設置する意義</b> .....	<b>4</b>
<b>6 新しい地域自治組織「(仮称) 地域運営協議会」</b> .....	<b>5</b>
(1) 組織の位置付け .....	5
(2) 組織の目指すべき方向 .....	6
(3) 組織設置単位 .....	7
(4) 組織の構成員 .....	8
①基礎的構成委員 .....	9
②地域で必要とする構成委員 .....	9
③協議会の組織構成 .....	10
ア 委員会 .....	10
イ 部会等 .....	10
④公募委員 .....	12
⑤市議会議員の参画等 .....	12
⑥その他 .....	12
(5) 委員の人数 .....	13
(6) 委員の任期 .....	13
(7) 委員への報酬等 .....	13
(8) 協議会の設立時期 .....	14
(9) 組織名 .....	14
(10) 新組織と既存組織の関係 .....	14

(1 1) 協議会の役割	1 5
①地域まちづくり団体のネットワーク化	1 5
②地域のまちづくりに関わる企画・立案と取り組みの実施	1 5
③地域に関わる市の政策等への参画、提案	1 5
(1 2) 協議会の財源等	1 6
①市の財政的支援	1 6
ア 運営費	1 6
イ 事業費	1 6
ウ 市の実施する事業	1 6
②自主財源	1 7
ア 構成団体による負担金等	1 7
イ 寄付金等	1 7
ウ コミュニティビジネス	1 7
(1 3) 協議会活動の周知と参加促進	1 8
(1 4) 各協議会の連携・連動	1 8
(1 5) 行政機関及び市職員の支援体制・関わり方	1 8
①行政センターのあり方	1 8
②地域担当職員制度の導入	1 9
③市職員の地域活動への参加促進	1 9
④その他	1 9

## 【資料】

◇【資料 1】(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 設置要綱	2 0
◇【資料 2】(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 会議開催経過	2 1
◇【資料 3】(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 委員名簿	2 2
◇【資料 4】モデル地区の取組状況	2 3



## 1 検討経緯

横須賀市では、平成 21 年 9 月に庁内プロジェクトチームを立ち上げ、新しい地域自治組織である『(仮称) 地域運営協議会』の設置等について検討を始めました。

そしてさらに検討を深めるため、平成 22 年 9 月 13 日に、市民団体代表者、公募市民、学識経験者による『(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会』が設置されました。

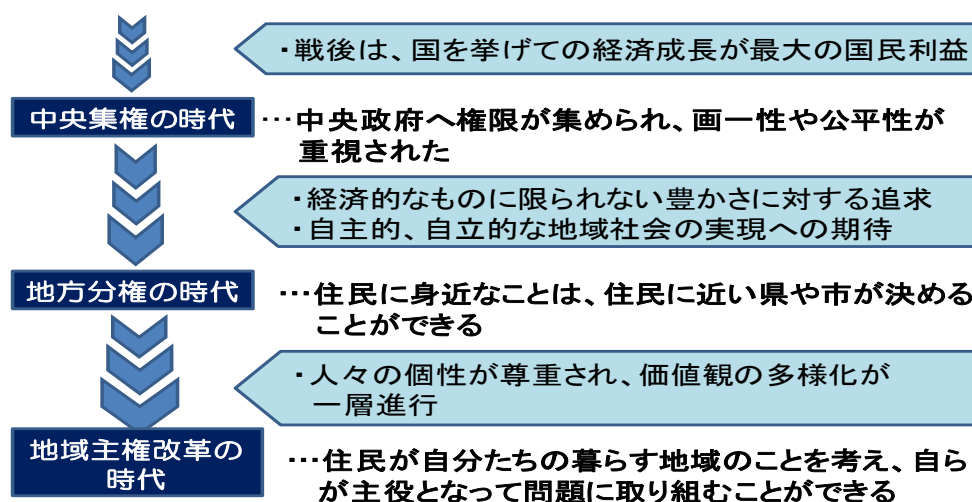
また、平成 23 年 5 月 27 日に開催した第 7 回検討委員会では、それまでの検討内容を「中間報告書」としてとりまとめ、市長へ提出しました。

その後もそれまでに結論に至らなかった事項や、未着手であった事項について検討を重ね、約 1 年半の期間で計 13 回の会議を開催し、この最終報告をとりまとめるに至りました。

## 2 背景

我が国は、戦後、中央集権制度の下、高度経済成長などの発展を遂げてきました。しかし、社会的に成熟期を迎えた昨今では、国民の価値観は多様化し、全国画一的な政策から地方の個性を重視した政策が求められるようになってきました。そして、90 年代半ば以降、地方分権一括法(※1)の施行などに代表されるように、国から自治体への分権が進められてきました。

この分権の流れは国から自治体にとどまらず、さらには自治体から地域へと進み、地域住民自らが主体となって積極的にまちづくりに関わる「市民が主役のまちづくり」の実現が求められるようになってきました。



※1  
地方分権一括法(正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」とは、地方分権を推進するために 475 本の法律改正を一括形式で行うもので、平成 11 年 7 月 8 日に国会で成立、同年 7 月 16 日に公布、原則として平成 12 年 4 月 1 日に施行されました。

### 3 地域コミュニティの現状

本市は古くから近隣の結びつきが強い土地柄であったことから、町内会・自治会の組織率（94.6%（※2））が高く、それらを中心として地域のまちづくりをリードする活発な活動が行われてきました。

その一方で、各町内会・自治会をはじめとする多くの地域のまちづくり団体は、役員等の担い手不足という問題に直面しています。これは、少子高齢化の進展や、核家族化、共働き世帯の増加などにより、比較的時間に余裕が少ない人が増えたことで、地域活動に無関心、または関心があっても参加ができない層を生みだしてしまっていることが大きな要因だと考えられます。

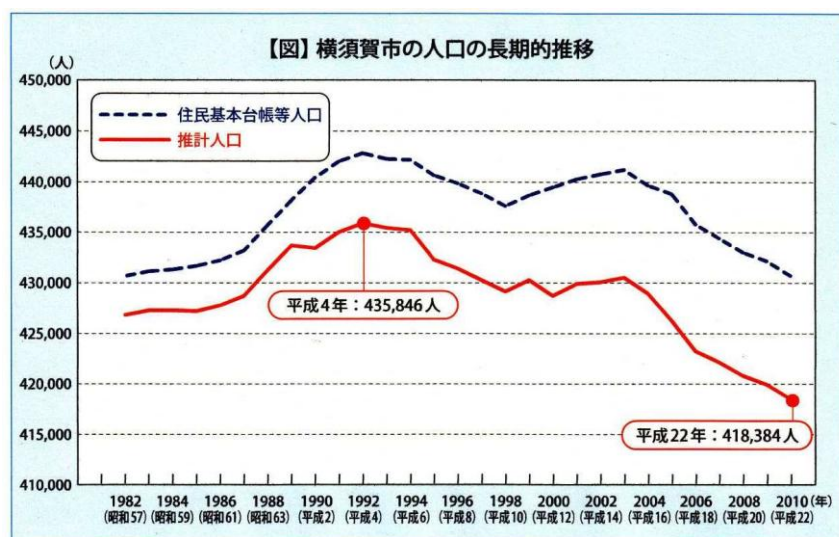
また、横須賀市は平成4年（1992年）をピークに人口が減少傾向にあります。本市の将来推計人口に拠れば、平成19年（2007年）に約22%だった老年人口割合が、平成30年（2018年）には30%を超えるとされています。この傾向は全国的なものもありますが、本市は特にその傾向が強く、将来においてもこの流れに歯止めがかかることは予想しにくい状況となっています。

加えて昨今は、若い世代を中心に個人のプライバシーを重視、尊重する傾向が見られ、その結果、近隣の結びつきを嫌う、地域への帰属意識が欠落するなど、地域コミュニティの希薄化がますます進んでいるということが、「平成19年度版 国民生活白書」などでも指摘されています。

こうした現状から、地域の各まちづくり団体は個々の活動を縮小していかざるを得ないという深刻な問題を抱えています。

※2

平成23年4月1日現在、横須賀市全世帯を対象として、町内会・自治会に加入している世帯の比率。市広報紙配付数を基に算出。



注1) 住民基本台帳等人口は、住民基本台帳登録人口と外国人登録法による登録者数を合算した数値。

注2) 推計人口は、国勢調査結果（軍人・軍属およびその家族を除いた外国人含む）を基準とし、自然増減（出生・死亡）および社会増減（転入・転出）を加算した数値。

資料：横須賀市統計書ほか

※『横須賀市基本計画（2011～2021）』より引用





※『横須賀市基本計画（2011～2021）』より引用

## 4 新しい地域コミュニティの必要性

前述したように、これまで地域のまちづくりをリードしてきた町内会・自治会を代表とする各団体は、役員の担い手不足や住民のコミュニティ意識の希薄化などにより、活動に苦慮している現状があります。このような状況を解消するためには、これまでの取り組みを一步進めた新たな制度の構築が必要です。

地域においては、多くの住民自らがまちづくりに関わり、その力を結集させることで各地域の特性や実情に合ったまちづくりを行うといった「住民自治」を具現化する組織の結成が必要となっています。

また、これまで公共にかかる課題解決などは行政が中心になって行うことが一般的でしたが、今後、多様化・複雑化が予想される公共サービスへのニーズに行政だけで対応していくことは、たいへん困難であると言わざるを得ません。

地域には様々な問題や課題が存在しますが、それはその地域の住民が一番よく知り、感じています。多様化・複雑化する市民ニーズに的確に、また迅速に対応していくためには、地域を一番理解している住民自らがまちづくりに直接関わり、「地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決する」ことができる新しい地域コミュニティの仕組みが必要だと考えます。

## 5 新しい地域自治組織を設置する意義

これまで地域において活躍してきたまちづくり団体の活動を低下させることなく、さらに推進していくためには、各団体が連携を図るためのネットワーク化が有効であり、必要だと考えます。

団体間で地域における課題を共有することで、相互の理解や役割分担が進み、それまで認識していなかった課題等に気付くことがあります。団体個々では解決が難しい課題であっても、他の団体と相互補完を図ることで、それまでになかったアイデアや人的協力を得て解決されるといったことが期待できます。

また、新しい地域自治組織を設置し、地域をよく知る地域団体が連携することで相乗効果が発揮され、「1+1」が、ただ単に「2」になるのではなく、それが「3」にも「4」にもなり、ひいては地域力の高まりに繋がっていくというメリットも考えられます。

## 6 新しい地域自治組織「(仮称)地域運営協議会」

検討委員会では本市の地域コミュニティの現状を踏まえ、コミュニティの強化や再構築の方法など検討した結果、各団体の連携、ネットワーク化を図り、地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決することができる新しい地域コミュニティの仕組みが必要だと結論付けました。この新しい地域コミュニティの仕組みが、地域自治組織「(仮称)地域運営協議会」(以下、「協議会」といいます)です。

本報告書では、協議会を「地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決するための地域自治組織」と定義づけます。また、この協議会は各地域の実情に合わせてその形を整えることが望ましいと考えますが、地域が取り組みを進めるに当たっては、組織構成など一定の基本原則を示す必要があると考え、以下に記述します。

### (1) 組織の位置付け

協議会は、地域におけるまちづくり活動の中心的な存在として、各地域の様々な主体が連携を図り、まちづくりを推進する役目を担います。また、そのことを地域も行政も強く意識することが重要と考えます。

組織を設立するに当たっては、地方自治法で定める「地域自治区制度」(※3)を採用する方法も選択肢の一つではありますが、地域自治区制度における地域協議会はあくまでも行政の内部機関という位置付けであり、真の意味での地域主体の自治組織になり得る可能性が低いと考えます。協議会を設置する目的が「地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決する」ということであるのならば、本市独自の地域自治のルール整備を行って、地域の特性を活かせるような制度づくりを行うべきだと考えます。

※3

地域自治区は、市町村がその区域内の地域に市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため設置する自治・行政組織の一つ。地方自治法第202条の4以下で規定されるものと市町村の合併の特例等に関する法律第23条以下で規定されるものの2種類があります。

## (2) 組織の目指すべき方向

協議会の目指すべき方向は、地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決する地域自治組織だと考えます。しかし、設置してすぐに地域だけの組織運営を行うことは現実的に困難であり、やはりそこには行政の支援は欠かせない要素になります。

よって、設置後当面は地域と行政が協働して組織・地域の運営を行い、将来は協議会が行政機関から独立した組織として運営され、地域運営のパートナーとして活躍することが期待されます。

また、それに向かっては組織の熟度の高まりに合わせて、いくつかの段階を経る必要があると考えます。

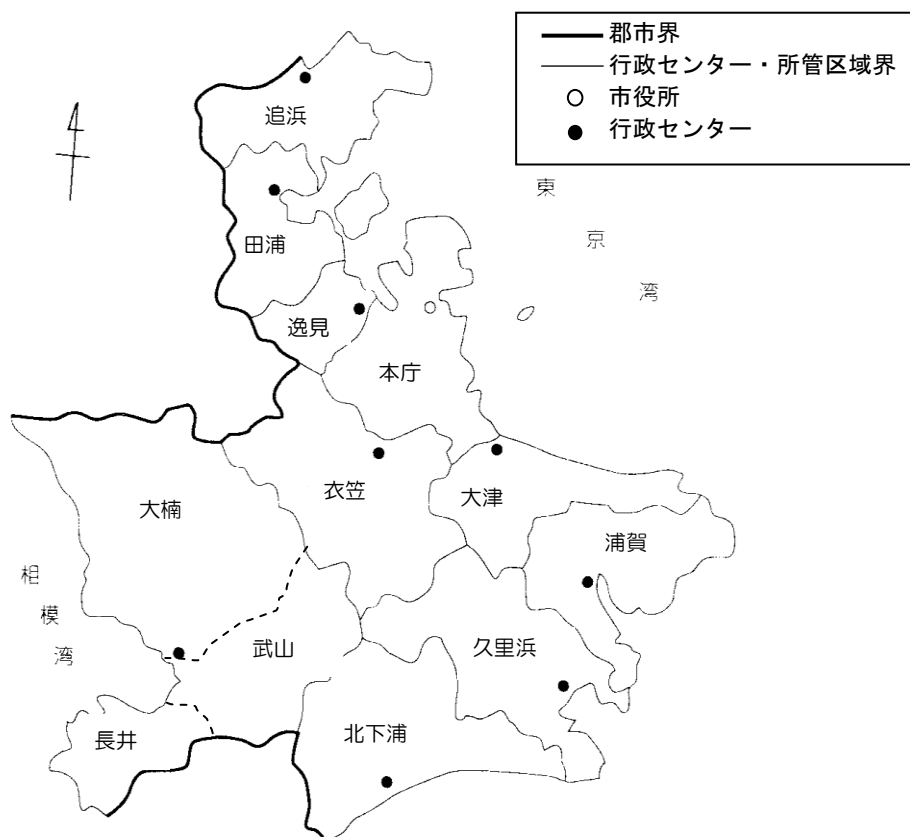
### (3) 組織設置単位

組織の設置単位については中間報告書でまとめたとおり、地域のまとまりや各行政センターを中心とした活動を行うことを踏まえ、原則として行政管区（本庁、各行政センター）を単位として設置することが適当であると考えます。

しかし、地域特性や歴史的経緯などがある場合は行政管区にこだわらない柔軟な対応が必要です。具体的には、西地区においては地区連合町内会や地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会などの設置単位に合わせて3つの地域（武山、大楠、長井）それぞれに協議会の設置が必要だと考えます。また、行政センターが存在しない本庁地区においては、地域と十分に協議を重ねたうえで実情に合わせた協議会の設置を行っていくことが望まれます。

さらに組織の熟度が高まったのちには、地域の意思によって小学校区、中学校区、地区連合町内会などの小規模単位に細分化することで、より課題等を共有しやすく、また活動を活発、迅速に行えるようになる可能性が高まります。

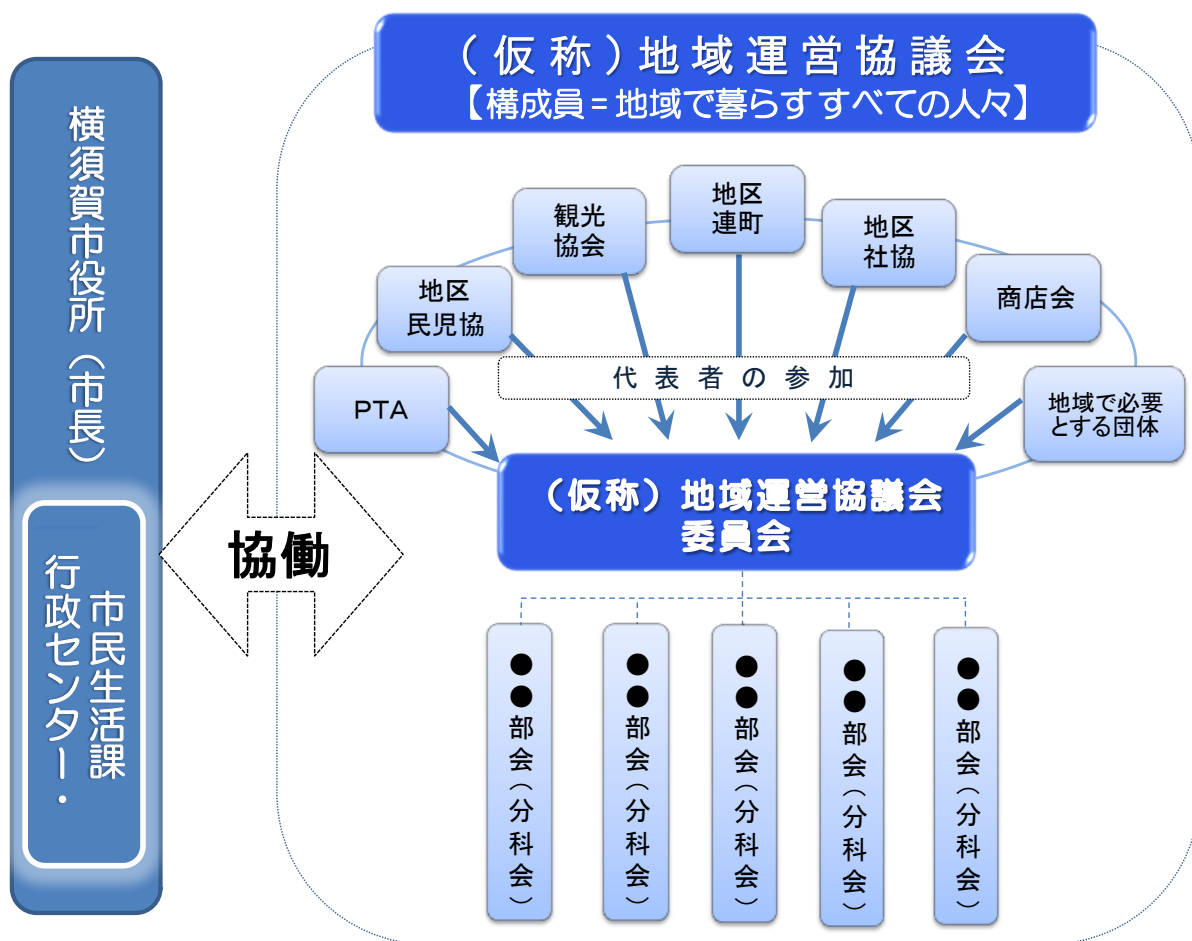
#### (仮称) 地域運営協議会 設置単位イメージ図



#### (4) 組織の構成員

この協議会は、地域全体を対象として、地域の課題を解決するための地域自治組織ですので、構成員はその地域で暮らすすべての人々（住民、在勤・在学者、企業、団体など）であると位置付けます。

(仮称) 地域運営協議会 組織イメージ図



### ①基礎的構成委員

協議会の設立は、地域の総意によって成されることが理想です。しかし、準備段階にあっては総意を整えるための仕組みが存在しないため、その中心となるべき団体を選定する必要があると考えました。これが「基礎的構成委員」です。

基礎的構成委員は、基本的に各地域において組織され、民主的な運営がなされているという観点から、下記の表の6団体を選定しました。なかでも、町内会・自治会は地域課題の多くに関連することが想定されますので、その集合組織である地区連合町内会には協議会の中心的な役割が期待されます。

### ②地域で必要とする構成委員

協議会には、前述の基礎的構成委員のほか、地域で必要とする各種地域団体の代表者を構成委員として加えることで、より地域に必要な、地域の特性を活かしたまちづくりが可能になります。

構成委員	地域団体	
「基礎的構成委員」	地区連合町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、PTA、観光協会、商店会	
「地域で必要とする構成委員」候補団体（例）	分野	団 体 例
	地域振興	企業、農協、漁協、金融機関
	福祉	日赤奉仕団、地域包括支援センター、老人会
	環境	クリーンよこすか市民の会
	こどもの健全育成	学区青少年育成活動地域連絡会、子ども会、幼稚園、小学校、中学校、高校
	防犯・交通安全	警察、防犯協会、交通安全協会、保護司会
	防災	消防団、自主防災組織
	文化振興	郷土歴史研究会、郷土芸能保存会
	スポーツ振興	学区体育振興会、地域スポーツ団
	その他	NPO、ボランティアグループ など

### ③協議会の組織構成

協議会においては、構成団体間で役割を分担して課題解決に当たることのほか、協議会の中核機関となる委員会を設置し、取り組むべき地域課題の抽出や整理、意思決定などを行います。また、委員会の構成規模（大人数であることから、詳細な意見交換が困難な場合など）によっては、その課題解決のために必要な部会等を地域の実情に応じて設置することが有効と考えます。

#### ア 委員会

委員会は、協議会の意思決定を図るための中核機関です。

委員会には前述の基礎的構成委員のほか、地域で必要とする団体の代表者に加え、地域の様々な課題を抽出し、その解決を図るための方策を講じるといった役割が期待されます。

#### イ 部会等

協議会を構成する委員の人数が多く、委員会の開催規模が大きい場合などは、委員会において専門的な議論、率直な意見交換を行うことが困難であることが予想されます。このような場合は、課題の分野ごとに部会や分科会などを設置して具体的な取り組みを行うことが有効だと考えます。

部会等の設置方法には、分野ごとに部会を設置する方式（常設型）と、取り組むべき課題ごとに部会を設置する方式（プロジェクト型）などがあります。

（次頁図参照）

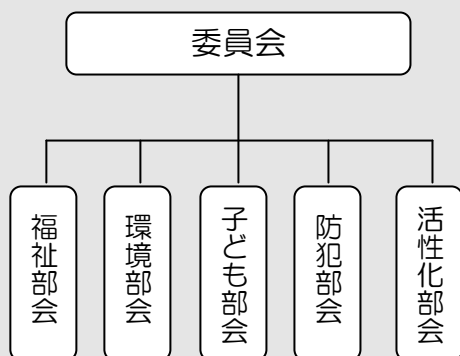
また、部会には各団体の会員の参画はもとより、推薦や公募などの方法を用い広く人選を行うことや、地域の内外に関わらず専門的知識を持った方の参画を積極的に図ることで、多くのアイデアが出され、活動が固定的にならず、先駆性、柔軟性に富んだ活動などにつながると考えられます。

いずれにしても地域の実情に応じて、地域の判断によって、取り組みがしやすいかたちで組織を構成することが重要です。



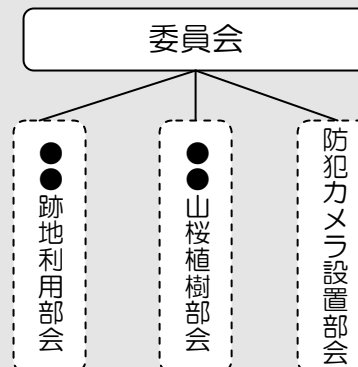
【部会設置の例】

◆常設型



※分野ごとに設置し、担当する分野ごとの課題解決に向けて、それぞれ取り組み等を実施。

◆プロジェクト型



※課題ごとに設置し、解決が図られれば設置を解消。

#### ④公募委員

協議会に公募委員を採用することは、中間報告でも述べたとおり、地域に開かれた協議会たることを示すためにも有効だと考えます。

その方法には「委員会への参画」と「部会等への参画」の二つが考えられ、専門的な知識や技術を持った方の活用、地域のまちづくりに関わりたいという新たな人材の発掘という観点から言えば、公募委員の積極的な採用が期待されます。

一方で、協議会の意思決定を行う委員会は各団体の代表者によって構成されることが予想されるため、個人である公募委員が参画するにおいては、代表性の担保や、それに代わり得るような採用方法を用いるなどの工夫が必要です。

いずれにしても、公募委員の採用については各地域の実情や必要性などから、各地域で判断することが適当と考えます。

また、公募制度を採用する場合には、その選考基準を明確にして公表するとともに、個人情報の取り扱いに関する規程を整備して応募者の個人情報を保護するための方策を確保すべきです。

#### ⑤市議会議員の参画等

市議会議員は全市的な視点から、市の政策や予算等に関わる立場にあります。よって、市議会議員のこの協議会への参画については、委員として協議会の意思決定に直接関わらないことが適当です。

#### ⑥その他

協議会へ参画する委員については、各団体の会長等の負担も考慮し、各団体の長であることにはこだわらず、団体の推薦を受けた者がその団体の意見を持って参画できるようにすべきです。

## (5) 委員の人数

委員の人数は、基礎的構成委員の人数などを基に、地域の実情に合わせて各協議会で定めることが適当だと考えます。

また、一つの団体からの協議会への委員としての参加数についても、各協議会で判断することが適当です。

## (6) 委員の任期

委員の任期については、中間報告では、「委員の任期は2年程度が望ましい」としました。これは、地域の各まちづくり団体の役員の任期が「2年」であることが一般的であることに加え、協議会内の議論や取り組み課題への継続性などを踏まえたものです。

しかし、地域によっては長期的な取り組みを行うために、もっと長い任期が必要であったり、再任の是非などへの考え方が異なったりする場合は考えられますので、これも地域の実情に合わせて各協議会で定めることが適当であると考えます。

## (7) 委員への報酬等

この協議会は、地域の課題を地域住民自らが解決を図るための組織であることから、委員の報酬については「原則として無報酬」であるべきです。

ただし、地域によっては会議等の場所まで交通機関等の利用を余儀なくされることなども考えられることから、交通費実費や交通費相当額程度の謝礼金などを協議会の予算の範囲内で支給することは、各協議会の判断で「可能」と考えます。

## (8) 協議会の設立時期

地域によって、設立に向けての意識や取り組み方法などに差異が生じることが考えられ、全市一斉にこの協議会をスタートさせることは難しいと考えます。

そこで、全市域を対象とした本格実施に先駆け、平成 23 年度は追浜地区と浦賀地区をモデル地区に選定し、モデル事業を実施しました（23 頁【資料 4 モデル地区の取組状況】参照）。このモデル事業の成果を踏まえ、協議会の基本的なルールを整備し、平成 24 年度以降、体制づくりが整った地域から設立を図っていくことが望ましいと考えます。

また、協議会を設立するに当たっての法的根拠としては、全市域において設立が可能となった場合には条例が適切だと考えますが、そこに至るまでの間は要綱等により組織の設立や運営の支援を行っていくことが必要です。

## (9) 組織名

協議会が本市の各地域の中心的な組織になることを前提として考えた場合、そのことが市民にも行政にも認知されることが重要になります。よって、各協議会は全市域統一した名称を使用することが望ましいと考えます。

また、組織名と会議体名の区別や、分かりやすく実態にふさわしい名称を付けるといった事項について検討し、次のとおり整理しました。

協議会名	= 「●●（地域名）地域運営協議会」
代表者会議等	= 「●●（地域名）地域運営協議会 委員会」
部会等	= 「●●（地域名）地域運営協議会 ●●部会」

## (10) 新組織と既存組織の関係

新組織である協議会と既存の町内会等の組織は、まちづくりにおいてそれぞれ異なる役割があり、協議会を設立することによって既存の組織への波及効果も期待できます。協議会を設立することにより、団体間の連携が図られ、重複している事業などを整理することで団体が機能的になり、それまで以上に活発な活動が行える環境が整うこととなります。

また、既存組織を協議会の部会等に位置付けて、活動を継続していくことなどによる組織の発展的解消も考えられます。

## (11) 協議会の役割

協議会に期待される主な役割は、次のとおりです。

### ① 地域まちづくり団体のネットワーク化

相互理解	地域で活躍するまちづくり団体がそれぞれの活動内容を理解し、団体同士の連携を図る。
情報の共有化	団体個々に把握している地域の情報の共有化を図る。
相互補完	人材や物品などの相互補完の実施を行う。

### ② 地域のまちづくりに関わる企画・立案と取り組みの実施

課題抽出	地域における問題点や課題、改善点を抽出する。
企画・立案	抽出された課題等を解決するための企画・立案を行う。
合意形成	検討された企画等の合意形成を図る。
取組実施	企画等の具体的な取り組みを実施する。
評価	実施された取り組みの評価を行い、次の取り組みに活用する。

#### 《協議会の取組例》

- ・ 防災マップの作成など、地域の安全・安心に関する取り組み
- ・ 一人暮らしの高齢者の安否確認など、高齢者福祉に関する取り組み
- ・ 地域交流の場づくりなど、地域コミュニティや世代間交流の充実に関する取り組み
- ・ 職務等の経験を活かした地域の助け合い活動への参加など、高齢者の生きがいづくりに関する取り組み
- ・ 通学路の見守りなど、子どもの健全育成に関する取り組み
- ・ 地域の美化や緑化など、環境保全に関する取り組み
- ・ 空き店舗の活用など、地域経済の振興に関する取り組み
- ・ 買い物支援や空き家対策など、谷戸地域における生活支援に関する取り組み
- ・ その他、地域に有益な取り組み

### ③ 地域に関わる市の政策等への参画、提案

地域関係政策への提言	地域に関わる市の政策等（例：跡地利用、施設整備、道路整備など）について、地域の意見をとりまとめて市に提言する。
全市的政策等への提案・要望	全市的政策（例：条例整備、計画策定、高齢者福祉事業など）や、予算規模、法規制などによって、地域だけで取り組むことが不可能な課題等については、地域からの提案や要望として市に提出する。
地域計画等の策定	地域の個性を生かした地域ビジョン、地域計画などを策定し、市の総合的な計画に反映すべく、市に提案する。（※4）

※4

それぞれの地域におけるまちづくりの目標や具体的な取り組みなどを検討し、地域の皆さんに直接関係する市の計画等への提案を行うことを想定しています。

【計画例：地区のまちづくり計画や福祉計画など】

## (12) 協議会の財源等

協議会が組織の運営や地域のまちづくりを推進するためには一定の財源が必要であり、また、その確保にはさまざまな方法が考えられます。ここでは基本的なもの、議論したものを列挙します。

### ①市の財政的支援

協議会の活動は、地域が行政とともに地域自治を支えるためのものであることから、市からの一定の財政的支援は欠かせないものだと考えます。

しかし、市域一律の補助金を交付するなど「金額ありき」にしてしまうことは、地域にとって「予算の消費」が目的になってしまったり、「行政の下請け」といった印象を与えかねません。この協議会の位置付けは、行政機関の下部組織ではなく、あくまでも地域で暮らす人々が主体となって地域の課題を解決するための地域自治組織です。よって、「やらなければいけない」ではなく、地域の意思で「できる」というところがポイントであって、地域の想いや、やる気を反映できるような財政支援方法とすることが肝要です。

また将来、地域の自治活動を高めていくためにも、既存の地域団体等への交付金等と併せてその配分をどのようにしていくかという配慮が必要だと考えます。

### ア 運営費

協議会が安定した組織運営を行い地域自治の推進を図ることは、市政の基礎を支えるたいへん重要な要素です。そのため、組織の活動の基礎となる運営費用は市が支援すべきと考えます。

### イ 事業費

協議会が地域に必要な事業等を実施するに当たっては、その事業の公益性などを踏まえたうえで、市から補助金や交付金などを交付する必要があると考えます。

交付方法としては、地域の自主性や裁量を尊重すれば、あまり用途を制限しない交付金が適当ですが、一定の間は補助金での交付を行い、組織としての熟度の高まりを待って、交付金へ切り替えていくことも考えられます。しかし、その場合もこれまでの同種の事業に対する補助金よりも補助率を高めに設定すべきです。いずれにしても、事業の採択などには市ができるだけ関与せず、地域の自主性を尊重することが不可欠です。

### ウ 市の実施する事業

地域の課題にはさまざまなものがあり、地域の取り組みだけでは解決できない課題も数多く存在することと思います。その場合には協議会で検討したうえで市

への予算要望を行います。

市はそれを受けて、予算化や事業の執行について検討を行います。

### ■市の財政的支援案

種別	ア 運営費	イ 事業費	ウ 市の実施する事業
用途概要	協議会の会議等にかかる事務費等運営費用 (軽易な取り組みにかかる費用を含む)	協議会自らが実施する事業にかかる費用	地域で必要とする政策のうち、市で予算化すべき事業にかかる費用
予算額案	一律又は人口割、世帯割等	上限額を設定し、その事業費の一定の割合額を補助する。 ※残りの事業費は協議会で用意するなどの必要あり。(労働力の金額算定も想定。)	左記事業費上限額を超えるもので、地域で必要とする予算を市の事業費として予算計上する。(要上限額設定)
支出方法	交付金	補助金または交付金	市の事業として予算計上

※交付金とは・・・政策上の大きな目的の達成のために、一定の額を団体等に交付するもの。補助金のように細かな用途や補助率を特定しない。

※補助金とは・・・各種の行政上の目的をもって交付する現金的な給付。交付された金銭についての用途などが細かく特定される。

## ②自主財源

協議会が活動を行うための財源としては、市からの補助金や交付金等のほか、地域独自の工夫によって生み出すことができるものが考えられます。

### ア 構成団体による負担金等

協議会を構成する各団体会費や負担金などを拠出し、協議会の活動費に充てることが考えられます。

### イ 寄付金等

地域の各企業や住民の方などから、寄付金を募る方法も考えられます。

また、地域内に設置されている自動販売機の設置条件として、その売上高の一部を地域に寄付してもらうといった取り組みも考えられます。

### ウ コミュニティビジネス

地域の取り組みをビジネスにつなげるといった取り組みも可能だと考えます。

例えば、広報紙を作成する際に企業広告を掲載し広告収入を得たり、昨今、本市でもいくつかの地域で結成されている助け合い福祉活動などで事業収入を得ることも考えられます。また、不用品等バザーの実施や、地域の特産物を活用した商品づくりなど、地域には財源確保につながるようなコミュニティビジネスの手法を用いるという方法があると考えます。

### (13) 協議会活動の周知と参加促進

地域が一体となって地域自治を推進していくためには、協議会の活動を地域の方々に広く周知し、活動への理解や参加を促す工夫が必要です。

広報紙を作成して全戸配布するなど、協議会の活動をできるだけ多くの方々に知っていただくことで理解と協力が広がると考えます。

また、会議を行うに当たっては、原則として傍聴を可能にするなどの工夫をして、「地域に開かれた協議会」であることをアピールすることも重要です。

### (14) 各協議会の連携・連動

各協議会がそれぞれの役割を果たしていくうえでは、他地域との情報交換や連絡調整などは積極的に図る必要があると考えます。他地域での取り組みを参考にすることで、良い意味での地域間競争が行われれば、市域の活性化にもつながります。

また、単体の地域だけで取り組むよりも、複数の地域が連携・連動することでより効果的な取り組みなどを実現することも可能になります。

### (15) 行政機関及び市職員の支援体制・関わり方

今後、この協議会が設立されることで、市民の“地域自治”への考え方にも変化が生まれてくることが予想されます。そういった中で、地域をサポートすべき行政のあり方はどうあるべきなのか考える必要があります。

この協議会の設立、運営には行政の積極的な支援は欠かせない要素であることは中間報告書の中でも述べたとおりですが、この点について改めて次のとおり整理しました。

#### ① 行政センターのあり方

これまで、地域に一番身近な行政機関として行政センターは設置されてきました。しかし、この協議会が地域自治を推進していくためには、行政センターは単なる事務的機能を果たす出先機関ではなく、「地域のまちづくり」、「地域の自治」を統括するといった、地域自治の中核的機能を持った行政機関となることが期待されます。

地域の問題は、「地域運営協議会」と「行政センター」の二つの機関の連携によって課題解決が図れるといった仕組みづくりが求められるとともに、行政センターの機能と権限を今よりも大幅に充実させることが必要です。また、組織の機



能強化に伴った適切な人材配置も望まれます。

また、現在、行政センターが存在していない本庁地区においても、同様の対応が図れるような組織編成が必要と考えます。

## ②地域担当職員制度の導入

昨今、市職員の「地域担当職員制度」を採用している自治体が存在します。

これには、市職員の所属に関係なくその地域の担当となることで、継続性のある地域サポートが可能となり、地域と行政の意思疎通が図られ、相互理解、連携が進むといったメリットがあると考えられます。

市職員は市政に関して高いスキルとノウハウを持っていることから、地域運営協議会の設立、運営に当たってこの制度を採用することは、地域のまちづくりのたいへん重要な要素となる可能性が高いと思われま

## ③市職員の地域活動への参加促進

地域コミュニティの強化を図るうえで当面の大きな課題として、「担い手不足」や「役員の高齢化」といったことが叫ばれています。これらを打破するためには若い世代の力の活用が必要と考えますが、働き盛りの若い世代が地域への帰属意識を持つことは難しく、また、時間的余裕に乏しいという現状は否めません。

一方で、現役を退いた市職員が地域で活躍している姿が散見されます。市職員の信用度、信頼度は地域においては高いものがあることから、退職後に限らず、できるだけ現役の市職員が地域活動に積極的に関与、参加することが期待されます。これは、他の若い世代の地域活動への参加促進にもつながると考えます。

## ④その他

前述したように、この協議会を運営していくうえでは行政センターのあり方は非常に重要なものになってきます。また、そこに配属される職員にも地域のまちづくりにおいて高いスキルが求められてくることが予想されます。

そういった中で、高度の専門性を備えた民間人材の活用等の観点から、専門的知識経験等を有する者等の採用を行う特例法である『地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律』等を用いて、行政センターの地域担当職員を採用することも考えられます。

また、各協議会に対する市の支援方法として、地域に対して有用な助言を行うアドバイザーの派遣や、地域の人材育成を図るための養成講座の実施なども有効だと考えます。

## 【資料 1】(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域住民によるまちづくりを行うための(仮称)地域運営協議会(以下「協議会」という。)の設置について、市民の視点及び専門的な視点から検討するため、(仮称)地域運営協議会設置等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、協議会の設置について検討し、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、市民、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、市長が指名する委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、市民部市民生活課において行う。

(その他の事項)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

【資料 2】(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 会議開催経過

回	日 程	主な検討内容
①	平成 22 年 9 月 13 日 (月) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討委員委嘱、市長からの検討依頼</li> <li>・ 庁内プロジェクトチーム検討内容報告</li> <li>・ 全体に関わる意見等の聴取</li> </ul>
②	10 月 18 日 (月) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な本市まちづくり組織取組事例紹介</li> <li>・ 協議会の設置単位について</li> <li>・ 協議会の役割・権限について</li> </ul>
③	11 月 26 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の構成員ほかについて</li> <li>・ 協議会の役割・権限について</li> </ul>
④	12 月 13 日 (月) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募委員について</li> <li>・ 協議会の予算について</li> <li>・ 協議会と市との関わり方について</li> </ul>
⑤	平成 23 年 2 月 7 日 (月) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協議会の役割・権限について</li> <li>・ 協議会の予算について</li> <li>・ 協議会と市との関わり方について</li> </ul>
⑥	4 月 15 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間報告の内容検討</li> </ul>
⑦	5 月 27 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長への中間報告の提出</li> <li>・ モデル地区の選定について</li> <li>・ 基礎的構成委員について</li> </ul>
⑧	6 月 24 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員の人数、報酬等について</li> </ul>
⑨	7 月 15 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会等のあり方について</li> <li>・ 協議会の役割について</li> </ul>
⑩	9 月 2 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『市長と話す車座会議』の開催報告 (速報)</li> <li>・ 協議会の役割について</li> </ul>
⑪	10 月 14 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデル事業実施状況の報告</li> <li>・ 協議会の予算について</li> </ul>
⑫	12 月 2 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モデル事業実施状況の報告</li> <li>・ 最終報告書の内容検討</li> </ul>
⑬	平成 24 年 1 月 27 日 (金) 10 時～12 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終報告書の内容検討</li> </ul>

【資料3】(仮称) 地域運営協議会設置等検討委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	役職	所属団体及び役職	氏名
1	委員長	神奈川大学大学院非常勤講師 (特非) アクションおっばま 理事長	昌子住江
2	副委員長	関東学院大学法学部 教授	出石 稔
3	委員	横須賀市連合町内会 会長	西原 徹
4	〃	横須賀市社会福祉協議会地区社協部会 副部会長	櫻井 一宏
5	〃	横須賀市民生委員児童委員協議会 会長	鈴木立也
6	〃	横須賀市観光協会 副会長	岡 昌憲
7	〃	横須賀市PTA協議会 顧問	矢口 さをり
8	〃	横須賀商店街連合会 副会長	森下 守久
9	〃	公募市民	倉谷 竹弥
10	〃	公募市民	林 美佐子
11	〃	横須賀市政策推進部 自治基本条例担当課長	古谷 久乃
12	〃	横須賀市総務部 行政管理課長 (H23. 4. 1～)	尾澤 仁
	〃	横須賀市総務部 行政管理課長 (H23. 3. 31 まで)	菱沼 隆一

【資料4】モデル地区の取組状況

(平成24年1月末現在)

	追浜地区	浦賀地区
選定理由	地域経済活性化などを目的とした活動を行う「おっばままちづくり連絡協議会」が存在するなど、新たな組織設置に向けた下地があることから、モデル地区としての選定を行った。	連合町内会、地区社会福祉協議会、観光協会など幅広い分野の組織で構成された「浦賀・鴨居地域協働推進協議会」があり、また既に地域の課題解決に向けた先駆的な活動も行っていることから、モデル地区としての選定を行った。
取組経過	<p><b>H23.6.22</b> 既存団体「おっばままちづくり連絡協議会」主要メンバーとの打合せ①</p> <p><b>H23.7.8</b> 既存団体「おっばままちづくり連絡協議会」主要メンバーとの打合せ②</p> <p><b>H23.7.21</b> 「地域運営協議会準備委員会」における検討①                      ・現在までの経過の確認                      ・地域運営協議会構成員の検討</p> <p><b>H23.8.8</b> 「地域運営協議会準備委員会」における検討②                      ・地域運営協議会構成員の検討                      ・会則案の検討                      ・地域運営協議会の住民周知の検討                      ・今後のスケジュールの検討</p> <p><b>H23.9.12</b> 第1回追浜地域運営協議会(モデル地区として設立)</p> <p><b>H23.9.21</b> 実施予定事業の報告(文書報告)                      ・ボランティアセンターいきいきサロン開設に向けた検討状況</p> <p><b>H23.10.1</b> 追浜地域運営協議会設立の広報                      ・「社協おっばま」に協議会設立について掲載の上、全戸配布</p> <p><b>H23.10.26</b> 第2回追浜地域運営協議会                      ・会則の修正案の検討                      文言修正及び会議の公開について追記                      ・事業計画・予算案の検討                      各構成団体においても検討いただくように依頼                      ・その他                      今後の行事予定等について情報交換</p> <p><b>H23.11.2</b> ボラセンいきいきサロンの開設                      ・地域運営協議会支援(看板作製費等)の下、ボランティアセンターのいきいきサロンを開設</p> <p><b>H23.12.8</b> 第3回追浜地域運営協議会                      ・会則の修正案の検討                      ・ボラセンいきいきサロンの状況報告                      ・追浜マラソンの予定                      ・その他情報交換                      ・追浜の近代史に関する勉強会</p> <p><b>H24.2.9</b> 第4回追浜地域運営協議会(予定)</p> <p><b>H24.2.26</b> 追浜マラソンの開催(予定)                      ・地域運営協議会支援の下、開催</p>	<p><b>H21.7.9</b> 浦賀・鴨居地域協働推進協議会を設立</p> <p><b>H23.6.28</b> 第1回浦賀・鴨居地域協働推進協議会(モデル地区としての位置付けを承認)                      ・昨年度までの実績を踏まえた地域課題の共有                      ・各部会活動の調整</p> <p>《各部会の活動》  <b>【福祉部会】</b>                      ・緊急医療情報キットの普及                      ・介護予防サポーター養成講座の実施                      ・団塊世代の地域活動への参加促進                      ・孤独死対策の推進                      ・人材バンクの検討                      ・地域の新聞配達店の協力による独居高齢者の見守り体制構築</p> <p><b>【子育て部会】</b>                      ・子育て支援事業の検討                      ・未就園児等を対象としたリトミック、読み聞かせ等</p> <p><b>【防犯・防災部会】</b>                      ・古井戸の再生によるコミュニティ再生                      ・防犯・防災グッズの展示及び防犯・防災講座の実施                      ・街路防犯灯の充実化                      ・各町内会等で実施している事業の情報収集                      ・詐欺に遭わないための講座の実施                      ・防犯・防災等に関するアンケート調査の実施</p> <p><b>【まちの活性化部会】</b>                      ・観音崎公園内への植樹                      ・浦賀ドックにおけるコンサート実施                      ・浦賀コミュニティ広場における盆踊り                      ・浦賀の歴史・景観の写真展実施                      ・鴨居における踊り講座の実施                      ・鏝絵彫刻の活用</p> <p><b>【環境部会】</b>                      ・和田川の美化再生</p> <p><b>H23.12.7</b> 第2回浦賀・鴨居地域協働推進協議会                      ・各部会からの進捗状況報告                      ・課題の共有                      ・その他情報交換</p>
名称	追浜地域運営協議会	浦賀・鴨居地域協働推進協議会 (今後、名称変更の予定)
構成団体・人員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追浜連合町内会(4)</li> <li>・追浜地区社会福祉協議会(2)</li> <li>・追浜地区民生委員児童委員協議会(2)</li> <li>・追浜地区PTA(1)</li> <li>・追浜観光協会(3)</li> <li>・協同組合追浜商盛会(2)</li> <li>・追浜工業会(1)</li> <li>・追浜地域体育振興会(1)</li> <li>・学識経験者(1)</li> </ul> ( ): 当該団体からの参加者数 <b>計17名</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦賀連合町内会(4)</li> <li>・鴨居連合町内会(4)</li> <li>・浦賀地区社会福祉協議会(1)</li> <li>・浦賀地区民生委員児童委員協議会(第一:1、第二:2)</li> <li>・浦賀観光協会(1)</li> <li>・商店会関係者(1)</li> <li>・学校(小:1、中:2)</li> <li>・青少年育成活動地域連絡会【浦賀学区】(1)</li> <li>・PTA(小:1、中:1)</li> <li>・ボランティアガイド(1)</li> <li>・中島三郎助と遊ぶ会(1)</li> <li>・浦賀探訪くらぶ(1)</li> <li>・住友重機械工業㈱横須賀造船所(1)</li> <li>・浦賀・久里浜地域包括支援センター(第一:1、第二:1)</li> <li>・浦賀行政センター(1)</li> </ul> ( ): 当該団体からの参加者数 <b>計27名</b>